

令和6年度当初

予算概算要求の概要

動物衛生課

令和5年8月

農林水産省

○ 消費・安全対策交付金のうち
家畜衛生の推進（ソフト）

【令和6年度予算概算要求額 2,485（2,006）百万円の内数】

- ＜対策のポイント＞
都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、家畜疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策促進の取組を進めます。
- ＜事業目標＞
家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

＜事業の内容＞

1. 監視体制の整備
家畜保健衛生所における検査の信頼性確保の取組や飼養衛生管理支援システム導入に必要な機器整備の取組等を支援します。

2. 家畜の伝染性疾病の発生予防
① 地域が一体となった防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上、養鶏場周辺のため池の落水等の野鳥飛来防止対策の取組を支援します。
② 鳥インフルエンザの流行期に備えた農場の点検、分割管理に向けた指導等により地域自ら飼養衛生管理を強化するなど自衛防疫を強化する取組を支援します。

3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止
① 地域で課題となっている生産性を低下させる疾病について、関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等を支援します。
② 家畜の伝染性疾病発生時に備え、地域における埋却予定地の事前調査を含む防疫演習について支援します。

4. 畜産物の安全性向上
生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理（農場HACCP）の普及・定着等を支援します。

5. 野生動物の対策強化
野生動物におけるアフリカ豚熱及び豚熱の浸潤状況調査に係る野生動物の検査の促進等を図るための取組を支援します。

＜事業の流れ＞ 交付（定額、10/10以内、9/10以内、1/2以内）

国

→

都道府県等
都道府県等

→

市町村、農業者団体等

→

1

交付（定額、10/10以内、1/2以内、1/3以内） 定額、10/10以内、1/2以内、1/3以内

＜事業イメージ＞

監視体制の整備

疾病の発生予防

畜産物の安全性向上

野生動物の対策促進

疾病のまん延防止

都道府県
市町村
農業者団体等

家畜保健衛生所の
検査機器の整備等

飼養衛生管理水準の向上、
自衛防疫の強化等

農場HACCPの
普及・定着等

埋却予定地の事前調査等

検査等の促進

豚熱、鳥インフルエンザ等の
家畜の伝染性疾病の発生・まん延防止のための適切な対応を支援！

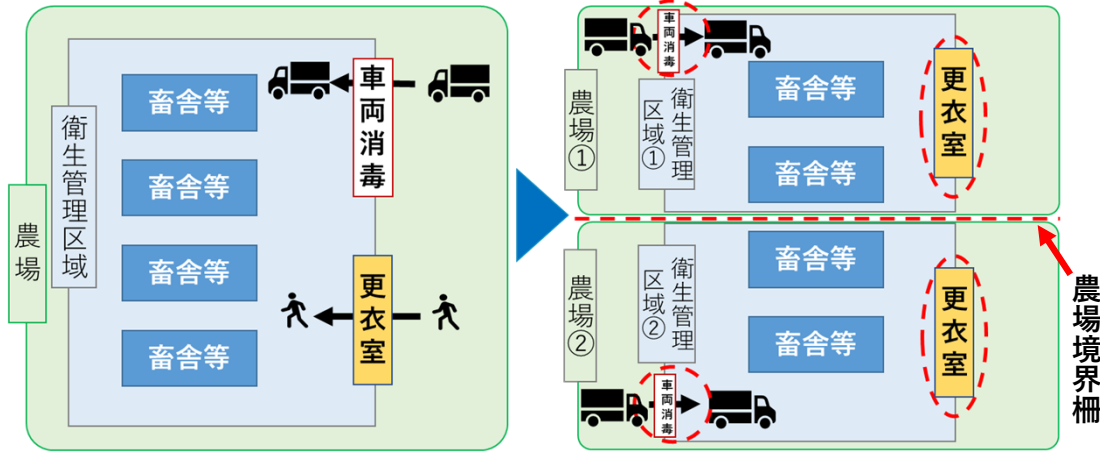


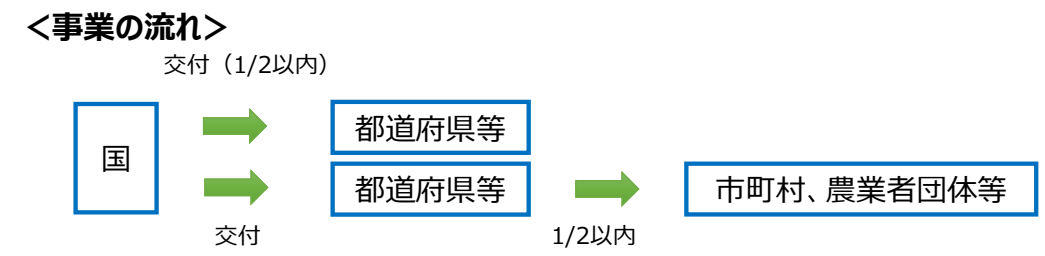
（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）

【お問い合わせ先】 消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

＜対策のポイント＞
都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な**家畜保健衛生所の施設整備**、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患の発生予防・まん延防止対策のための**飼養衛生管理向上及び農場の分割管理に必要な施設整備**を支援します。

＜事業目標＞
家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 病性鑑定を実施するための施設整備 家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための病性鑑定検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設の整備を支援します。 2. 飼養衛生管理向上施設整備 農場への野生動物侵入防止柵、豚熱・アフリカ豚熱対策のための車両消毒エリア及び離乳豚舎前室、並びに高病原性鳥インフルエンザ対策のための鶏舎入気口フィルター及び細霧装置の整備を支援します。 3. 農場の分割管理の導入 高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、農場の分割管理に取り組む場合に追加で必要となる更衣室、車両消毒施設及び農場境界柵の整備を支援します。	＜1の事業＞ 家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための ・遺伝子検査 ・解剖及び採材 ・病性鑑定畜の保管 等を実施するための施設を整備  ＜3の事業＞ 



<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止を図ります。

<事業目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

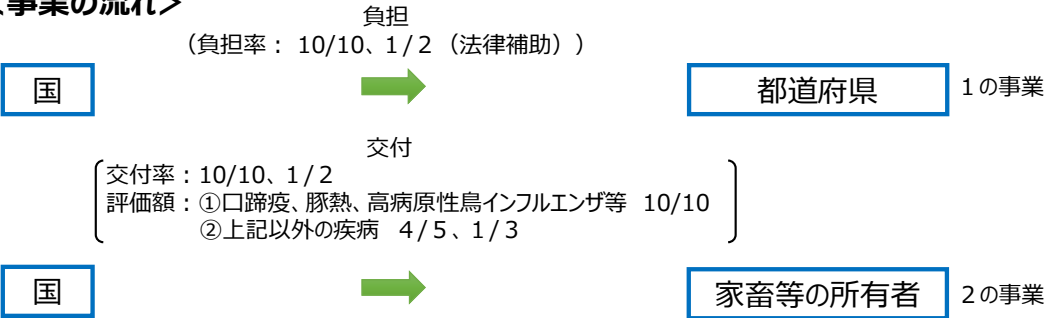
- ① 家畜の検査、家畜の伝染性疾病的まん延防止措置等に必要な薬品費、資材費
- ② 豚熱ワクチンの購入費及び接種に必要な資材費
- ③ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
- ④ 家畜の伝染性疾病的まん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

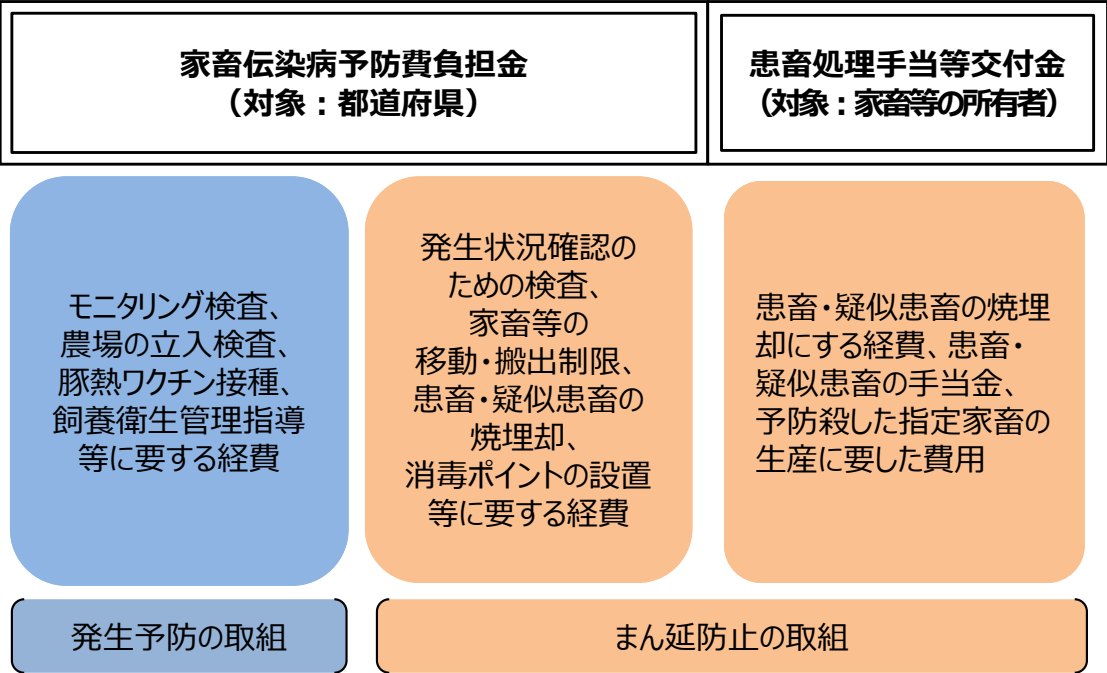
家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として、評価額全額を交付します。また、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



＜対策のポイント＞
我が国のBSE対策の有効性を監視するとともに、消費者や生産者の信頼を確保するため、死亡牛のBSE検査を円滑に進めます。

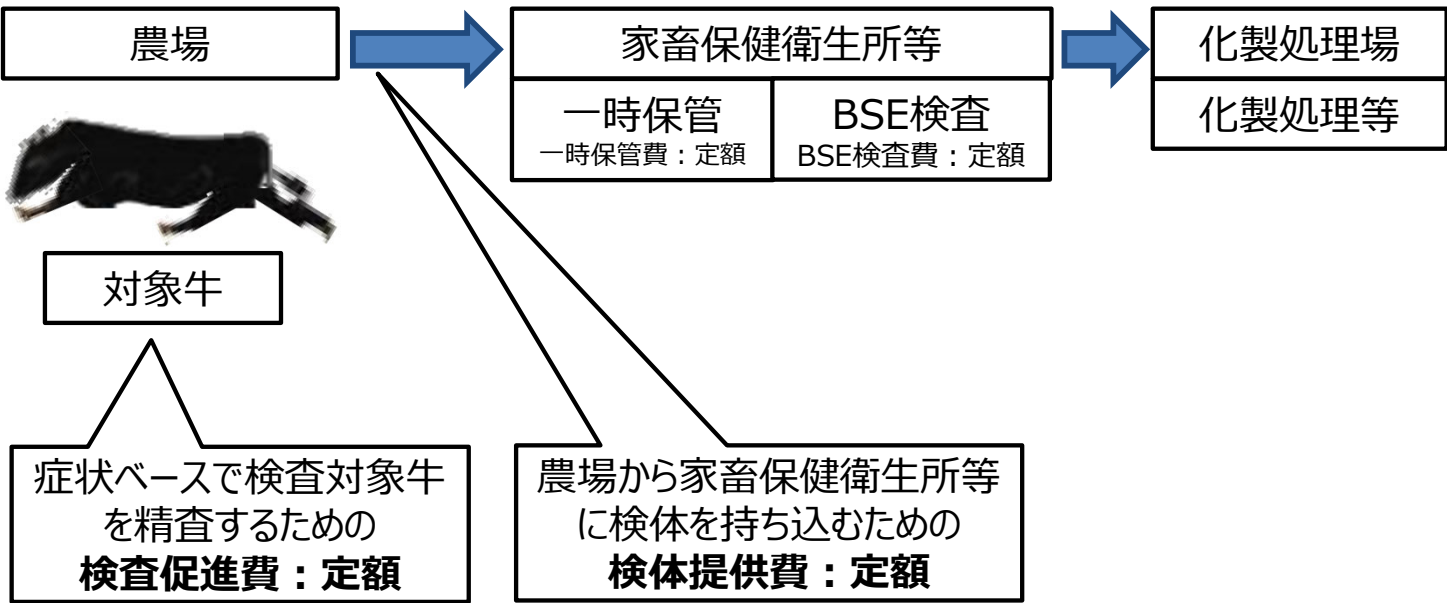
＜事業目標＞
BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

＜事業の内容＞

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、**BSE検査及び同検査のための採材等に関して助成**を行います。なお、死亡牛のBSE検査については、WOAH（国際獣疫事務局）のBSEに関する国際基準（コード）改正を踏まえ、令和6年度から、**特定症状や歩行困難、起立不能等を呈しており、その症状からBSEを否定できない牛などを検査対象牛**とします。

＜事業イメージ＞

【新たなBSEサーベイランス体制に伴う生産者負担に対する助成】



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

＜対策のポイント＞

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。
また、HACCPの考え方を採り入れた**家畜の飼養衛生管理（農場HACCP）**への取組を強化します。

＜事業目標＞

- 家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進
- 生産者による飼養衛生管理の向上
- 農場HACCPに取り組む農場の拡大

＜事業の内容＞

1. 疾病清浄化支援対策

- ① **全国流行疾病対策**：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢に対し、まん延防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰等**を支援します。
- ② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策**：これまでに実施してきた**衛生管理の点検と見直しや、専門獣医師、衛生害虫対策の専門家によるコンサルティング等**への支援について、鳥インフルエンザや豚熱並びに近隣諸国で発生している口蹄疫やアフリカ豚熱等の**越境性疾病等の発生予防対策**としても有効であるため、全国的に支援を強化します。

2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

飼養衛生管理の向上のため、自主的に**民間獣医師等の衛生指導を受ける取組**、吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための**組織的ワクチン接種**を支援します。

3. 農場HACCP導入推進強化事業

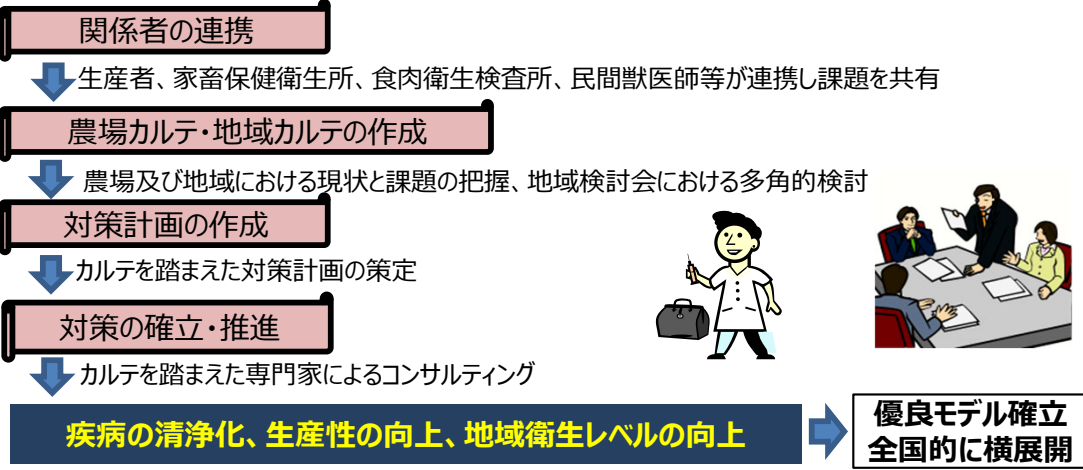
農場HACCPの導入を推進するため、**多様性に富む農場の現場で幅広く知識を応用して指導を担うことのできる農場指導員を養成**するための研修会を開催し、地域における指導体制を強化します。

＜事業の流れ＞



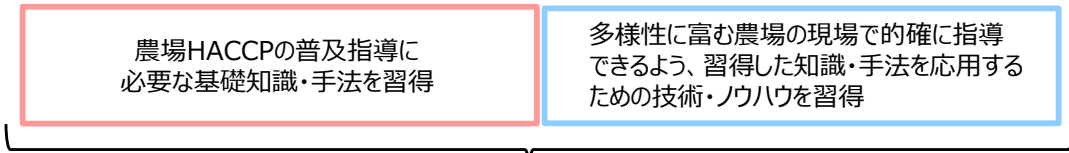
＜事業イメージ＞

＜事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策＞



＜事業3：農場HACCP導入推進強化事業＞

- 農場指導員の養成：地域における指導体制を強化するため、農場指導員を養成する研修会を開催



農場指導員の質の向上により、これまで以上の取組の普及に加え、指導強化による取組の定着を図る



【令和 6 年度予算概算要求額 13（14）百万円】

○ 野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業

【令和6年度予算概算要求額 66（－）百万円】

<対策のポイント>

野生動物へのアフリカ豚熱の侵入は、畜産業のみならず、ジビエ等の地域産業に甚大な影響をもたらすため、**野生動物間での家畜疾病の感染予防及びまん延防止の対策**の実施に必要な**人材の育成・強化**及び発生時の**初動防疫体制の構築**に取り組むとともに、登山等による**入山者とのリスクコミュニケーション**を推進します。

<事業目標>

①野生動物を対象とした防疫体制の整備の推進 ②発生時の初動対応のための資材備蓄 ③一般の入山者における野生動物対策の理解醸成の推進

<事業の内容>

1. 野生動物を対象とした家畜疾病対策の人材の育成・強化

15百万円

① 野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、**地域の狩猟者や森林作業員などの山林関係者と家畜衛生関係者との連携体制**を構築する取組を支援します。

② 交差汚染防止技術や野生動物の死体の適切な処理（埋置、焼却、発酵消毒）等の**実地演習の実施**により、**野生動物を対象とした防疫対策に資する人材の育成・強化**を図る取組を支援します。
2. 発生時の初動対応のための資材備蓄

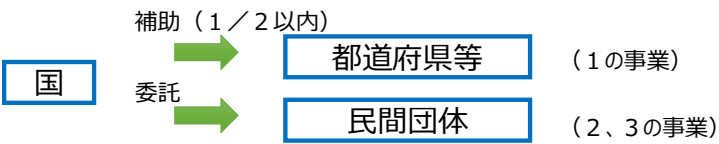
20百万円

発生時の初動対応に備えて**必要な資材を地方ごとに備蓄**し、緊急時に使用します。
3. 情報発信の強化

31百万円

野生動物だけでなく、人やモノを介したウイルスの運搬による野生動物間の感染の予防及びまん延防止のため、**登山等の一般の入山者への情報発信を強化し、リスクコミュニケーション**を推進します。

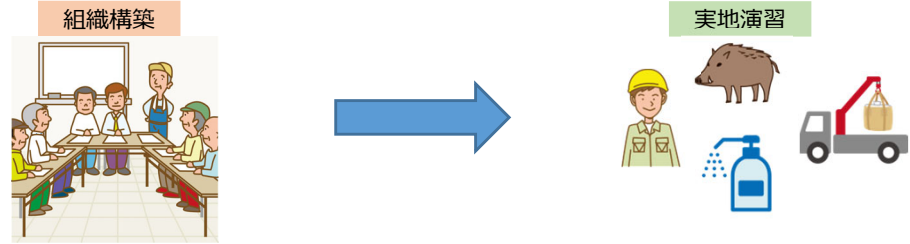
<事業の流れ>



<事業イメージ>

1の事業

- 狩猟者や森林作業員等との連携を図るための組織の構築。
- 各地域で適切な死体の処理が行えるよう実地演習を実施。



2の事業

- イノシシの防疫作業では、家畜の防疫作業では使用しない特殊な資材が必要。緊急時に備え、これら特殊な防疫資材の備蓄を地方ごとに行う。



3の事業

- 野生動物対策が実効あるものとなるよう、一般市民を対象としたプロモーションやリスクコミュニケーションを実施。



＜対策のポイント＞

家畜の伝染性疾患の適切な監視及び的確な診断体制を整備します。

＜事業目標＞

防疫上重要な家畜の伝染性疾患の迅速かつ適切な防疫措置の推進

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業

- ① 家畜の伝染性疾患の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布
口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の防疫上重要な疾患や豚の呼吸器病等の慢性疾患の診断体制の整備に資するよう、病原体の収集・保管、遺伝情報や病原性等の性状解析、疫学的分析、環境試料検査等を実施するほか、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布を行います。
- ② 家畜の伝染性疾患の診断体制強化
口蹄疫及びアフリカ豚熱について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。
- ③ 有効なサーベイランス体制の構築
輸出検疫協議等への活用のため、毎年のサーベイランスの結果について、網羅的に科学的解析を行い、疾患の発生・浸潤状況や対策の有効性を評価します。

2. 診断試薬確保事業

国内で清浄化した家畜の伝染性疾患等の診断試薬を確保し、万が一の国内侵入時に備え、診断体制を構築・強化します。

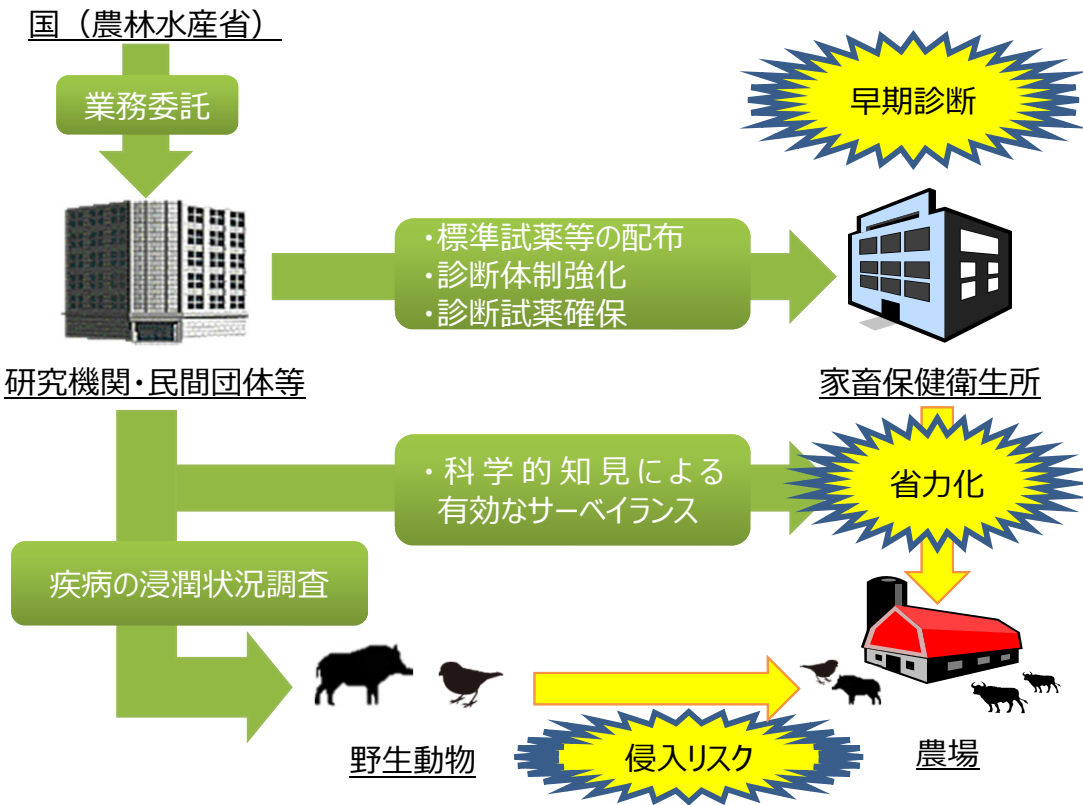
3. 野生動物監視体制整備事業

捕獲された野生動物から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾患（ヨーネ病、鹿慢性消耗病、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

我が国の動物疾病診断・検査体制への信頼性の向上のため、WOAH（国際獣疫事務局）認定施設の国際的な活動を支援します。

＜事業目標＞

- ひとたび発生すれば重大な影響がでる動物疾病等への診断・対策強化による我が国への動物疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

＜事業の内容＞

1. WOAHO認定施設の国際的な活動の支援

我が国のWOAH認定施設と、海外のWOAH認定施設等の試験研究機関との連携構築に係る費用や、国内及び国外からの検査・診断要請に対する検査・診断費を支援します。

2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

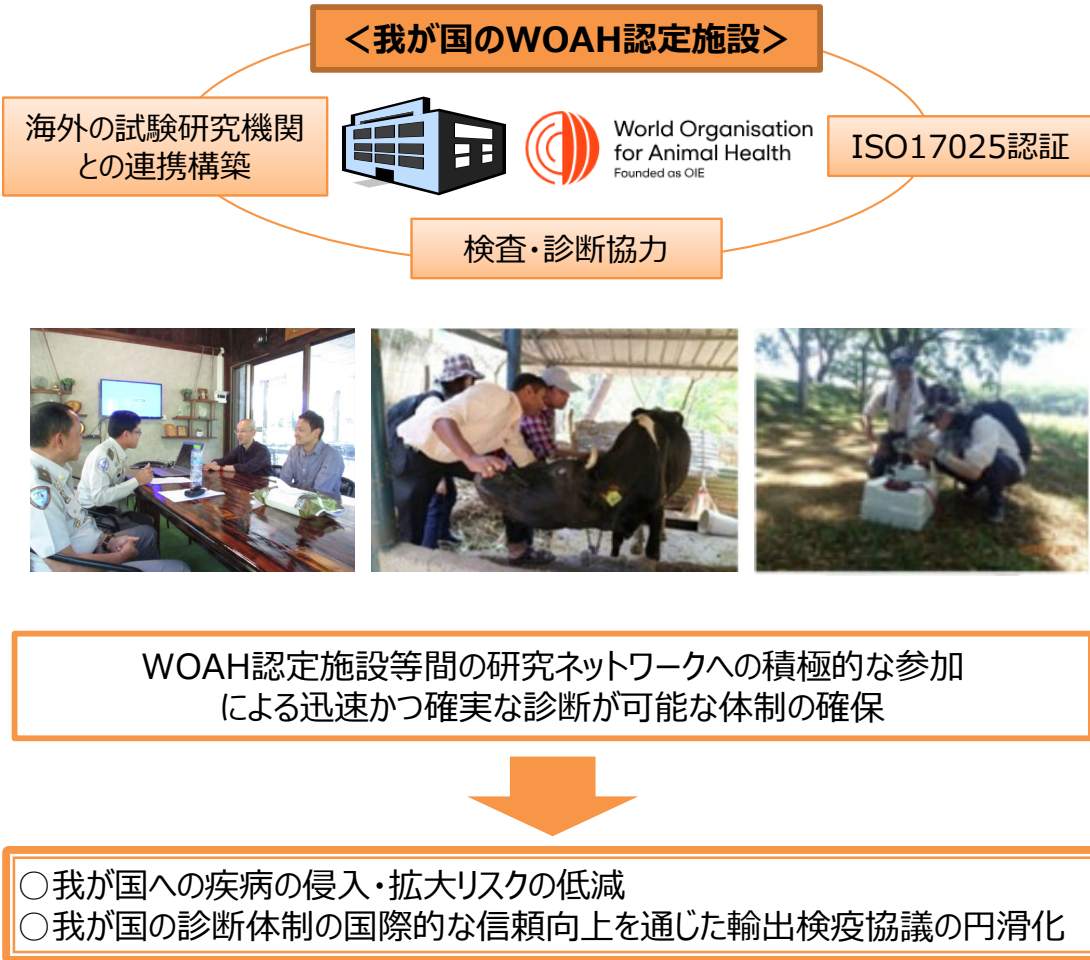
ISO17025の認証を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。

【参考：WOAH（国際獣疫事務局）とは】
世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関。創設時の通称はOIE。動物衛生や人獣共通感染症等に関する国際基準の策定、各国・地域における特定の疾病の清浄ステータスの認定等を行う。
WOAHから認定を受けたステータスは、畜産物等の輸出検疫協議にも活用されており、ステータスを取得・維持するためには、国内の診断体制が国際的に評価されていることが求められる。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



○ 動物検疫所の検疫事業費

【令和6年度予算概算要求額 1,886 (1,772) 百万円】
【令和6年度予算概算要求額 (デジタル庁計上) 172 (189) 百万円】

＜対策のポイント＞
動物検疫体制を充実強化することにより、アフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が我が国に侵入しないよう、水際措置に万全を期します。

＜政策目標＞
家畜の伝染性疾病的侵入防止の徹底

＜事業内容＞

＜事業イメージ＞

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾病であるアフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されており、我が国へのアフリカ豚熱等の家畜の伝染性疾病的侵入リスクに適切に対応するため、動物検疫所は、以下のとおり動物検疫体制の充実強化に取り組めます。

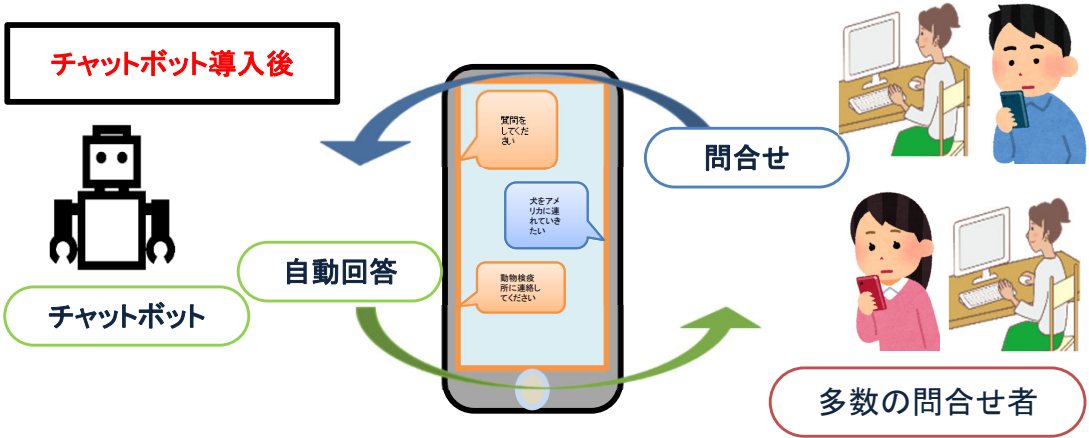
家畜の伝染性疾病的侵入防止（事務費）
動植物検疫探知犬140頭体制を維持し、国際郵便物や地方空港も含めた探知活動を充実させるとともに、チャットボットを活用した24時間体制での問い合わせ対応、インターネットを活用した海外での情報発信、海外空港における周知強化等の入国者への動物検疫制度の周知・広報活動等を行います。



＜国際空港で活動する検疫探知犬＞



＜国際郵便局で活動する検疫探知犬＞



<対策のポイント>
畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況、と畜検査結果等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

<事業目標>
デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発【令和7年度まで】

<事業の内容>

<事業イメージ>

飼養衛生管理情報通信整備事業

畜産現場を取り巻く環境では、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用や指導の充実等を求める声が挙がっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に構築します。

①システム運用保守 61百万円

令和5年度に開発した生産者による飼養衛生管理基準の自己点検結果、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準遵守の確認、病性鑑定等の結果等を関係者間で共有・活用するシステムについて運用保守を実施します。

②コールセンターの設置 28百万円

令和6年度から運用を開始する生産者向けスマホアプリケーション等について、生産者等からの問合せに対応するコールセンターを設置します。

<事業の流れ>



デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

生産
↓
食肉
処理
↓
消費
(輸出)

- ① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善【生産者】
- ② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負荷の軽減【獣医師(畜産行政)】
- ③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
- ④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用【関係者全体】
- ⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進【生産者】
- ⑥ と畜検査結果等の改善による廃棄の減少、蓄積データの活用【獣医師(公衆衛生行政)】
- ⑦ データ活用を通じた情報発信及び飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給【消費者】
- ◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応【関係者全体】

【お問い合わせ先】 消費・安全局食品安全政策課 (03-6744-0490)
消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)
消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)